

保育所等入所選考指数表(R6年度)

●基礎点数表

番号	類型	項目	細目	基準指数	
1	就労 (就労時間は短時間勤務制度等を利用する前の契約・規則上の時間で判断)	固定就労	① 1日8時間以上で週5日以上就労をしている場合	20	
			② 1日7時間以上で週5日以上就労をしている場合	18	
			③ 1日6時間以上で週5日以上就労をしている場合	16	
			④ 1日6時間以上で週4日就労をしている場合	10	
			⑤ 1日4時間以上で週4日就労をしている場合	8	
			⑥ ①～⑤以外でかつ月64時間以上就労をしている場合	6	
2		変則就労	① 月160時間以上就労をしている場合	20	
			② 月140時間以上160時間未満就労をしている場合	18	
			③ 月120時間以上140時間未満就労をしている場合	16	
			④ 月96時間以上120時間未満就労をしている場合	10	
			⑤ 月64時間以上96時間未満就労をしている場合	8	
3		内職	① 1日8時間以上で週5日以上就労をしている場合	10	
			② 1日7時間以上で週5日以上就労をしている場合	8	
			③ 1日6時間以上で週5日以上就労をしている場合	6	
			④ ①～③以外でかつ月64時間以上就労をしている場合	3	
4	求職活動 (起業の準備を含む※1)	選考時点で仕事が入内定している、または保育所等への入所時点までに開業予定(固定就労の予定)	① 1日8時間以上で週5日以上就労を行う予定の場合	18	
			② 1日7時間以上で週5日以上就労を行う予定の場合	16	
			③ 1日6時間以上で週5日以上就労を行う予定の場合	14	
			④ 1日6時間以上で週4日就労を行う予定の場合	9	
			⑤ 1日4時間以上で週4日就労を行う予定の場合	7	
			⑥ 上記以外でかつ月64時間以上就労を行う予定の場合	5	
5		選考時点で仕事が入内定している、または保育所等への入所時点までに開業予定(変則就労の予定)	① 月160時間以上就労を行う予定の場合	18	
			② 月140時間以上160時間未満就労を行う予定の場合	16	
			③ 月120時間以上140時間未満就労を行う予定の場合	14	
			④ 月96時間以上120時間未満就労を行う予定の場合	9	
			⑤ 月64時間以上96時間未満就労を行う予定の場合	7	
6		未定	① 前職で雇用保険に加入しており、かつ非自発的な失業により、求職中	3	
			② 上記以外	1	
7	就学	就学	① 就学・職業訓練施設等に就学している(通信制大学・高等学校含む)※2	基礎点数表の番号4または5を準用	
		通学等	② 内定(通信制大学・高等学校含む)※2	基礎点数表の番号4または5を準用	
		選考時点で内定	③ 就学時間・日数等がわからない	3	
8	出産	出産	① 出産予定月の前後3ヶ月	16	
9	保育者の病気・障がい等	病気等	傷病	① 入所時点から起算して3ヶ月以上の入院・常時病臥	20
			② 入所時点から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満の入院の場合	18	
			③ 入所時点から起算して1ヶ月以上の通院加療を要すると診断された場合	15	
10	障がい	精神障がい	① 精神障害者保健福祉手帳1級	18	
			② 精神障害者保健福祉手帳2級	15	
			③ 精神障害者保健福祉手帳3級	12	
		身体障がい	④ 身体障害者手帳1・2級	18	
			⑤ 身体障害者手帳3級	15	
			⑥ 身体障害者手帳4級以下	12	
		知的障がい	⑦ 療育手帳A	18	
			⑧ 療育手帳B	15	
			⑨ 療育手帳C	12	
		上記以外の所得税法上の障害者	⑩ ①～⑨以外の所得税法上の特別障害者	18	
⑪ ⑩以外の所得税法上の障害者	12				
その他	⑫ ①～⑩以外で、医師の診断書により、障がいがあると認められる者	10			
11	病人等の看護	看護	居宅外	① 常時、別居中の介護を必要とする者を介護している場合	16
			居宅内	② 全介護を必要とする場合(重度身体障がい者、要介護認定3・4・5級程度)	16
		③ 一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2級程度)	13		
		④ その他、支援を必要とする場合	10		
12	虐待・DV等		① 児童虐待防止法第2条又配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20※3	
13	災害復旧		① 震災・風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている場合	20	
14	その他		① 上記以外で明らかに保育に当たれない場合	※4	

●調整指数表

加算	① 両親および祖父母がいない ^{※5}	42
	② ひとり親家庭等(保護者の一方が収監中・両親がおらず、祖父母の一方しかいない等の場合も含む)	22
	③ 保護者の一方が単身赴任	1
	④ 生活保護世帯	3
	⑤ 既に兄弟姉妹が入所している場合	3
	⑥ 同時に2人の申し込みをしている場合	1
	⑦ 同時に3人以上の申し込みをしている場合	2
	⑧ 離婚協議中で勤務証明が提出できない時、公的な証明及びそれに準ずる証明がある場合	20
	⑨ 香芝市内保育所(園)等 ^{※6} にて保育士として就労される方	6
	⑩ 香芝市内保育所(園)等 ^{※6} で就労される方 ^{※7}	4
	⑪ 香芝市外保育園等 ^{※8} にて保育士として就労される方	2
減算	① 提出書類に不備・不足がある	-5
	② 求職中であり、起業の準備をしている場合に申立書の提出しかない	-1
	③ 基礎点数表の7の①、7の②に該当し、かつ通信制大学、高等学校の学生である	-3
	④ 基礎点数表の7の②に該当している	-2

※1 起業の準備の場合、申立書と、添付書類として準備をしていることがわかるもの(不動産売買・賃貸契約書、事業計画書(銀行の融資を受ける際に提出する事業計画書、準備にかかった経費のわかる支出明細書等)の提出が必要とする。申立書のみの場合、減算する。

※2 夜間学校は含まない。

※3 緊急性を要すると判断される場合は、基礎点数を別途判断する。

※4 当該児童・世帯の状況に応じ、基礎点数を別途判断する。

※5 両親が2人ともおらず、同居の祖父母がどちらか一方でもいる場合は、祖父母の点数を算出して選考する。

(その際は、保育所等入所選考指数表(R6年度)内に記載のある父を祖父、母を祖母に読み替える)

※6 「香芝市内保育所(園)等」は香芝市内の認可保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設とする。

※7 「香芝市内保育所(園)等で就労される方」は幼稚園教諭、幼稚園臨時講師・非常勤講師、事務職員、調理員、用務員、看護師とする。

※8 「香芝市外保育園等」は香芝市外の認可保育所(園)・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業とする。

- (1) 父母それぞれの点数を合算し、選考指数の高い世帯に属する児童を優先とする。基礎点数表の1-14において、複数の要件に該当する場合は、その中で最も高い基準指数を決定する。ただし、基礎点数表の1-3内または4-5内に該当する場合でかつ同項目内の複数の細目に該当する場合のみ、時間数は合算し、日数は最も多い就労日数のものを採用して基準指数を決定する。

(例)

・身体障害者手帳(1級)所持の者が1日8時間以上で週5日以上の上の就労をしている場合→それぞれ別項目のため、1日8時間以上で週5日以上の上の就労をしている場合の20点を採用。

・外勤パート(固定就労)を2つ掛け持ち(1日6時間の週5日と1日3時間の週3日)→それぞれ別項目のため、週45時間(1日8時間以上)、週5日とみなし、20点とする。

・外勤パート(1日4時間以上で週4日の就労をしている)と内職(1日8時間以上で週5日以上の上の就労をしている)を掛け持ち→それぞれ別項目のため、内職の10点を採用。

- (2) 選考指数が同点になった場合は、以下の優先順位を適用する。

① 保育料の滞納がない世帯

② 基礎点数の高い世帯(ただし、調整指数表の加算項目①・⑤・⑥・⑦は基礎点に合算して比較する)

③ 保育所の希望順位が高いもの

④ 父母の勤務先までの通勤時間を合算し、時間がかかる世帯

⑤ 現に就労しており、認可保育所等施設以外での保育(認可外保育事業、ファミリー・サポート・センター等)を実施している世帯

⑥ 基礎点数表の1に該当する者が多い世帯

⑦ 基礎点数表の4に該当する者が多い世帯